平成２２年（フ）第２５号
兵庫県篠山市網掛153番地
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87県営住宅６棟621号
債務者　立花　典子（旧姓三ヶ島）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
北海道小樽市若竹町10番２号、前住所北海道小樽市若松２丁目３番７号
債務者　太田恵美子（旧姓籾山）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７３４号
仙台市若林区伊在字東田24番地　イーストビレッジ301
債務者　冨野　夏樹
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
秋田県男鹿市北浦安全寺字水沢２番地
債務者　藤田　祝子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７１号
秋田市桜３丁目６番６号
債務者　木場　聡子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７３号
秋田県男鹿市男鹿中浜間口字地蔵台５番地１
債務者　木内るみ子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８号
秋田市牛島東４丁目１番７号　シャンポール三浦102号、前住所秋田県大仙市大曲栄町７番２号
債務者　髙橋　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１号
秋田市牛島東７丁目２番23号
債務者　藤井　祥子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８号
福島県伊達市保原町字中村町25番地６
債務者　畑　奈美子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
福島市堀河町２番29号　ハイツ北斎101号室、前住所福島市方木田字水戸内６番地の29
債務者　田近　敏弘（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
茨城県かすみがうら市稲吉４丁目10番13号　グリーンアベニューＢⅠ―102
債務者　佐藤　秀幸
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２００号
茨城県かすみがうら市稲吉４丁目10番13号　グリーンアベニューＢⅠ―102
債務者　佐藤　　瞳
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０号
石川県石川郡野々市町字徳用町266番地の１　エスペランス徳用Ａ205号室、従前の住所金沢市西金沢３丁目656番地
債務者　北山　裕輔
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８５号
金沢市東山３丁目25番３号、申立時の住所金沢市尾張町１丁目２番41号　ダイアパレスロマージュ尾張町305号
債務者　宗田　謹一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８６号
金沢市東山３丁目25番３号、申立時の住所金沢市尾張町１丁目２番41号　ダイアパレスロマージュ尾張町305号
債務者　宗田　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
石川県石川郡野々市町中林１丁目390番地
債務者　山本美恵子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所